

令和 8 年度第 1 回小牧市学校給食食物アレルギー対応委員会会議録

- 1 開催日時 令和 8 年 7 月 1 日(水)
午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 5 0 分
- 2 開催場所 小牧市役所東庁舎 4 階本会議用控室
- 3 出席委員 楠 詩帆 小澤賢子 丹羽敦子 落合香織
佐藤真澄 田中秀典 川出潤一郎 森木幸一 (8 名)
- 4 欠席委員 なし
- 5 議題 (1)食物アレルギー対応の一部変更
(2)小牧市学校給食食物アレルギー対応基本方針等
の変更
- 6 会議資料 (1)食品表示基準の一部変更
(2)アドレナリン点鼻薬 (ネフィー®) について
- 7 議事内容
学校給食課長
 - ・食物アレルギーは多岐にわたり、その対応は児童生徒の命と健康を守るために大変重要であると考えている。
 - ・令和 7 年度は、学校給食食物アレルギー対応基本方針、運用諸規定、その他食物アレルギー対応に関する
ことについて各委員から意見をいただき、それらを食物アレルギー対応に反映し、学校での統一対応の充実・強化を図ることができた。
 - ・学校から提出されたヒヤリハット事例を共有し、課題を認識し、対応することができた。
 - ・令和 8 年度は、新たに食品表示に関する法改正や、アドレナリン点鼻薬であるネフィーに関する通知があったため、本日の議題の中で意見をいただきたい。
司会
 - ・第 1 回目の委員会であるため、自己紹介をお願いする。
 - ＜自己紹介＞
司会
 - ・委員長及び副委員長の選任について、設置要綱第 4 条に「委員の互選による」とあり諮る。
丹羽委員
 - ・事務局一任でお願いしたい。
司会
 - ・委員から事務局一任との発言があったことを受け、委員長に楠委員、副委員長に小澤委員と発言。
 - ＜楠委員、委員長席に着く＞

司会

楠委員長

- ・委員長から挨拶をお願いします。
- ・本委員会は、学校における食物アレルギー対応の根幹である基本方針や課題等を検討する場である。
- ・子どもたちの健全な成長のため、食物アレルギー対応は大変重要であると考えている。
- ・本日の議題について、医療、保健行政、救命救急、学校運営、献立作成・食育、養護など専門的知見を有する委員から、様々な視点で積極的に意見をいただき、活発な議論をお願いしたい。

事務局

<事務局から事務連絡>

- ・1日当たりの給食実施状況は、東部でおおむね2,700食、北部で5,100食、南部で4,100食、合計11,900食余であり、これは児童生徒に教職員、配膳員等を加えた数である。
- ・給食実施は年間で約190回であり、給食献立は専門的知見を有する栄養教諭が作成している。
- ・「学校給食における食物アレルギー対応」について、令和8年度の市内25校のアレルギー対応状況は4ページの参考資料2のとおりである。
- ・令和8年度の児童生徒数11,196人のうち、詳細な献立表の配布対象者は364人で全体の3.3%、牛乳の代わりに豆乳を提供している児童生徒は25人で0.2%、除去食対応は卵と乳のみで、卵除去食が70人で0.6%、乳除去食が32人で0.3%、エピペン保管は94人で0.8%である。
- ・令和7年度にアレルギー対応委員会を開催し、委員から意見を伺った後、市教育委員会で基本方針及び諸規定を定めたこと、基本方針・諸規定は学校及び保護者に周知し、令和8年度から対応を行っている。
- ・ここからは委員長に進行をお願いします。

楠委員長

- ・議題に入り、議題(1)の1「食物アレルギー対応の一部変更」について、事務局から資料に基づいて説明をお願いします。

事務局

- ・令和7年度に食物アレルギー対応基本方針及び諸規

定を定め、学校及び保護者に周知し、令和 7 年度申請、令和 8 年度対応から運用を開始した。運用開始後、大きく 2 点、法律等の一部改正と現場からの意見等があったため、食物アレルギー対応の一部変更について案を提示させていただく。

- ・ 1 点目の「食品表示基準の一部改正」について、令和 8 年 4 月 1 日に消費者庁が食品表示法に基づく食品表示基準の一部改正を行い、その内容は、カシューナッツを「特定原材料に準ずるもの」から「特定原材料」へ移行し、新たにピスタチオを「特定原材料に準ずるもの」に指定された。これにより、特定原材料、いわゆる義務表示は 8 品目から 9 品目に、特定原材料に準ずるもの、いわゆる推奨表示は 20 品目となり、合計 29 品目が表示対象となりました。
- ・ これに伴い、小牧市の学校給食で食材として使用しないものを明示している項目について、安全を考慮し、新たにピスタチオを加えたいと考えている。さらに、くるみと交差反応の可能性があるペカンナッツ、ペカンナッツや落花生と交差反応の可能性があるヘーゼルナッツについても、給食で使用しない食材として追加したい。
- ・ ペカンナッツ、ヘーゼルナッツは国の表示義務の対象ではないが、木の実類のアレルギーが増えていること、学校生活管理指導表にアレルギー項目の記載があること、給食での提供可能性が低いことを考慮し、学校給食で使用しない食材として追加したい。
- ・ これらを食物アレルギー対応基本方針及び諸規定に明記していきたい。
- ・ 2 点目の「ネフイー点鼻薬使用について」について、令和 8 年 4 月 28 日付で日本医師会から都道府県医師会に対し、学校等や教育委員会と連携し、ネフイーの処方・指示等についての通達があった。令和 8 年 4 月 16 日付で、文部科学省から日本医師会及び各都道府県宛てに、学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻薬、ネフイーの投与について通達があった。

- ・医療行為は本来、医師が行うものであるが、児童等がアナフィラキシーショックを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員は、4つの条件を満たす場合、ネフイーを自ら投与できない本人に代わって投与することが、緊急やむを得ない措置とされ、この場合、医師法第17条違反とはならない。
- ・これまで学校現場では、エピペンの保管・使用について講習等を行い、緊急時には使用されてきたが、今後はエピペンに加えてネフイーの使用も想定される。医師の診断、学校生活管理指導表への記載、効能や使用方法、エピペンとの違い、エピペンとの併用、学校や保護者への周知等について、ネフイーの使用開始に伴い、食物アレルギー対応申請の一部修正が必要と考えている。

楠委員長

川出委員

- ・発言をお願いします。
- ・食品表示基準の一部改正について、今回、カシューナッツが推奨表示から格上げされ、義務表示へ移行し、ピスタチオが新たに推奨表示に追加されたが、5ページ記載のとおり2年間の経過措置がある。この期間中は表示が義務化されたカシューナッツは、商品にカシューナッツが入っていても表示されていない可能性がある点に注意が必要である。
- ・2年経過後は義務表示の対象となったものについては必ず表示されることになるが、経過措置期間中は、既に製造されているものや、既にパッケージが作成されているものなどについては、旧基準のままの表示が続く可能性がある。
- ・したがって、経過措置期間中は特に注意が必要である。

楠委員長

川出委員

- ・必ず書いてあるというわけではないですね。
- ・令和10年3月末までは、カシューナッツについては極端な話、書かなくても良いことになります。また、推奨表示のものについては、義務ではなく、あくまでも任意の表示であるため、入っていても表示がない場合があります。注意が必要。

- 佐藤委員
- ・給食でも加工品を使用することがあり、その際は業者から原材料や成分表を提出してもらい確認している。
 - ・現在も２８品目については確認しているが、今後、経過措置期間中は、ピスタチオや、今後使用しない食材として追加を検討しているペカンナッツ、ヘーゼルナッツ等について、表示の有無だけで判断することが難しい場合もある。そのため、業者への確認を徹底し、対応していきたいと考えている。
 - ・過去数年を見ても、ピスタチオ、ペカンナッツ、ヘーゼルナッツ、については、給食で使用する加工品に含まれていることはあまりない。
 - ・今回、基本方針等で使用しない食材として明記する予定であるが、今後も献立作成や物資選定の際には、原材料を十分確認し、これらのナッツ類が含まれていないものを選定していきたい。
- 楠委員長
- ・議題（１）の２「アドレナリン点鼻薬（ネフイー®）について」について、前回、田中委員から情報提供をいただいている。
- 田中委員
- ・ネフイーについて、現状として処方始まっている。
 - ・まだ実際に使用した事例は把握していないが、保護者や本人からは、エピペンと違って針ではないため怖くない、使いやすいそうだという声がある。
 - ・コンパクトで持ち運びしやすい点も利点であり、温度変化に対する安定性についても、エピペンより優れている面がある。昨今の気温上昇を考えると、保管や携帯の観点から、ネフイーを選択する方が増える可能性がある。
 - ・一方で、エピペンを希望するケースもあり、例えば通年性の鼻炎があり鼻が詰まっていることが多い児童生徒の場合、点鼻薬が十分に効くか不安であり、注射の方が確実に投与できるのではないかと考える保護者もいる。そのため、少なくとも当面はエピペンを継続したいという方もいる。
 - ・今後は、多くの方がネフイーを持つようになる可能性があるが、一部ではエピペンを持つ方も残ると思われ

るため、学校現場では両方に対応できるようにしておく必要がある。

- ・臨床データでは、ネフイーとエピペンはいずれも血中濃度の上昇カーブが同様であり、限られた症例ではあるが効果もほぼ同等とされ、また、鼻炎があっても吸収は同じであると報告されている。ただし、実際に広く使用されてからの効果や課題については、今後の蓄積を見ていく必要がある。

- ・ネフイーのような点鼻薬は、最近増えてきており、薬剤に界面活性剤が入っていて、鼻の奥に噴霧すると粘膜に付着して吸収される仕組みである。他にも、けいれんを止める薬や、片頭痛の急性発作時に使用する薬にも同様の形状のものがあり、注射と同等の効果が期待できる緊急用薬剤として、今後こうしたタイプの薬剤は増えていく可能性がある。

事務局

- ・学校生活管理指導表について確認したい。様式D欄の「緊急時に備えた処方薬」の中に、アドレナリン自己注射薬、いわゆるエピペンについての記載がある。
- ・公益財団法人日本学校保健会が示している学校生活管理指導表の様式は、まだネフイーに対応する形には更新されていないと思うが、現場としては、既にネフイーの処方が始まっているという理解でよいのか。

田中委員

- ・学校生活管理指導表については、今年度分は4月頃には、ほぼ書き終わっているため、新年度向けに記載されたものは、ほとんどがエピペンになっている。現時点で、私が学校生活管理指導表にネフイーを書き込んだ児童生徒はまだいない。
- ・ネフイーは昨年9月に発売されたが、当初は薬価が発表されず、発表されても薬価が高く、学校で実際に使ってもらえるかどうかははっきりしていなかったため、処方については慎重に考えていた。
- ・当初は、学校用にエピペン、自宅用にネフイーという形も考えたが、その後、学校でも使用してほしいという通達が出たため、処方を開始したという状況である。

- 楠委員長
- ・ネフィーを使用する際の注意点について、教職員向けに研修する必要があると思う。エピペンについては研修で練習しているが、ネフィーについても使用方法を知っておく必要がある。
- 田中委員
- ・今年の夏休みに講習があるので説明をする予定。ネフィーについては、ネフィーサイトに、患者・保護者向けや学校関係者向けの動画がある。実際の使い方を比較的丁寧に説明しているため、参考になると思う。
 - ・エピペンの場合は「マイエピ」というアプリがあり、動画などの教材もあるが、ネフィーについては同様のアプリはなく、メーカーからも専用サイトの動画を見てほしいという案内がある。
- 佐藤委員
- ・学校現場では、給食での対応は不要になった児童であっても、食物アレルギーがあり、エピペンの代わりにネフィーを処方されたという保護者からの申し出があった。自分もネフィーのサイトの動画を確認したが、使用方法が動画で解説されていた。こうした動画を使って、学校の先生方にも使用方法を研修した方がよいと感じた。
- 丹羽委員
- ・昨年度末のこの会議でネフィーについて紹介があったため、養護教諭部会でも周知をした。その時点では学校現場でまだ使用できる状況ではなかったが、今後出てくる薬であるため、知っておいた方がよいという情報共有を行い、今年度の各校の現職教育でエピペン研修を行う際に、可能であればネフィーについても取り入れてほしいと依頼した。
 - ・4月以降、ネフィーを処方されている児童生徒がいる学校は複数あるようだ。ただし、実際に使用したという事例は聞いていない。
 - ・本校でも、現職教育の際に、ネフィーについては職員が知らないため、全職員でネフィーサイトの動画を視聴した。サイトを見ると、トレーナーの貸し出しもあるようである。
- 田中委員
- ・保管場所について、エピペンの場合は注射薬であるため、児童生徒のそばに置くと危険ではないかということで、職員室や保健室など大人が管理する場所で保管

することが多いと思う。

- ・ネフイーも、ふざけて使用したり、誤って噴霧したりする可能性はあるため管理は必要であるが、注射薬よりは危険性が低いと考えられるため、例えば教室に置くことも可能かもしれない。エピペン処方されていても、常に持ち歩いている人は3割程度というデータもあり、ネフイーはコンパクトなので持ち歩きやすく、普及する可能性がある。

楠委員長

- ・通学用のかばんに、入れっぱなしにできるか。

田中委員

- ・可能だと思う。ランドセルに入れておく、付いているカラビナ等で携帯するなどの方法も考えられる。

事務局

- ・ネフイーとエピペンを同時に持つケースはあるのか、それともどちらか一方になるのか。

田中委員

- ・どちらか一方になると思う。

楠委員長

- ・学校現場も、針ではないということで使いやすいと思う。いずれにしても、学校現場では両方の使用方法を理解し、いざという時に対応できるようにしておく必要がある。

森木委員

- ・資料に記載されている4つの条件の中に、児童生徒が意識を失っている、または自分で投与することが難しい場合には、教職員が代わって使用できるとあるが、これは既に認められているという理解でよいのか。

事務局

- ・14ページ記載のとおり、厚生労働省の回答として、一定の要件の下ではできるとされている。

森木委員

- ・ネフイーは使いやすい薬剤であるが、救急救命士が児童生徒に代わって投与できるという法整備は、まだされていないと認識している。
- ・これまで救急隊員がエピペンを使用できるのは、本人に処方されたエピペンであることを確認し、使用期限等も確認した上で、アナフィラキシーショックと判断した場合であったが、一方、救急車にエピペンを積載し、本人が所持していない場合にも投与できるようにする実証実験が行われていると聞いている。今後、救急車にエピペンが積載される方向に進む可能性がある。

- 楠委員長
- ・エピペンを処方されていない人が、初めて症状を起こした場合に救急車で投与できるということか。
- 森木委員
- ・まだはっきりしない部分がある。もともとアレルギーがあり、エピペンを処方されている人が、たまたま持っていなかった場合には投与しやすいと考えられるが、初発の場合はどうなのか不明である。
- 田中委員
- ・実証実験の話は初めて聞いた。
 - ・学校給食で初発のアレルギー症状が起きた実績は小牧市にもある。特にナッツ類は、幼児期には気道異物になるため窒息リスクの観点から豆類や木の実類等を食べることを推奨しないので、小学生以降で初めて食べて症状が出るケースがある。
 - ・食物アレルギーで当院の緊急外来に来ている患者を5年間ほど追跡調査しているが、カシューナッツやくるみ等による症例も増えており、比較的年齢が上がってから初発で起きることが珍しくない。
 - ・初発でエピペンを打てるかどうかは、診断の問題も含めて難しい面がある。
- 楠委員長
- ・児童や生徒が自分で対応できるものでしょうか。
- 田中委員
- ・先ほどの要件にも、やむを得ないといった記載がありましたが、児童生徒本人が自分で投与できるかどうかは、年齢にもよると思う。エピペンの場合、小学校低学年では自分で打つことはおそらく難しい。私は、小学校5、6年生になると、練習で古くなったエピペンを透明なペットボトルに刺してもらい、どのくらいの力が必要か、針がどのくらい出るかなどを確認し、自分で打てるように指導することがある。中学生になると外食の機会も増えるため、自分で対応できるよう指導している。ネフィーであれば、エピペンよりも自分で使用できる可能性はある。
 - ・保護者などがエピペンを打つのを迷っている際に、119番通報で通信担当とやり取りをして、使用を促してもらったケースがある。
- 森木委員
- ・自分だけでも数回経験がある。
- 田中委員
- ・現状では、救急隊員の方がアナフィラキシーの判断を

- しやすいこともあるため、判断をしてもらい、代わりにどなたかが投与するというのが現実の姿だと思う。
- 森木委員
- ・救急車が出動する際には、通報された内容が指令書と言って地図と一緒に 119 番通報した方の電話番号が出てきて、救急隊から通報者にコールバックし、現在の症状を確認する。その際、呼吸器症状や腹痛など複数の症状が重なっており、アナフィラキシーショックの可能性が高いと判断される場合には、エピペンを使用するように促すことがあり、救急車が到着した時点で投与がされているという事例もある。
- 楠委員長
- ・ネフィーについて、使用後に自分で鼻から吸い込む必要はあるか。
- 田中委員
- ・むしろ、すすったり、鼻をかんだりしないようにする必要がある。噴霧後は、そのまま粘膜に付着して吸収される仕組みである。
 - ・意識がない場合でも、周囲の人が鼻に噴霧することができる。現状では、救急隊の到着を待つよりも、必要と判断した時点で使用することが重要だと思う。
- 楠委員長
- ・議題（１）については、意見を出していただいたと思う。今後、教育委員会において基本方針等の変更を検討していただくようお願いします。
 - ・次に、議題（２）「小牧市学校給食食物アレルギー対応基本方針等の変更」について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局
- ・変更点は、次のとおりである。
 - ・前文の末尾に令和 8 年の日付を追記し、基本方針の一部を改正した旨を表記する。
 - ・基本方針 1 の(1)イの末尾に、学校給食で使用しない食材として「ピスタチオ、ペカンナッツ、ヘーゼルナッツ」を加える。
 - ・(2)イの特定原材料を、「8 品目」から「9 品目」に変更する。
 - ・基本方針 4 に、「学校において食物アレルギー対応に関する委員会を組織し、全ての教職員が共通認識をもって食物アレルギー対応を行う。」とある。その説明に不明瞭な点があるとのこと意見があり、「学校は、食

物アレルギー対応を希望する保護者から申請を受け、面談を行い、国・県・市の食物アレルギー対応に関する規定に基づき、施設の状況、人員体制等を踏まえて対応を決定します。学校は、決定した内容を保護者に通知します。」との内容を加える。これは、食物アレルギー対応について、国・県の指針に基づき、学校が対応を決定することとされているため、市の基本方針に明記するものである。

- ・基本方針簡易版について、括弧内の本文4行目として「ピスタチオ、ペカンナッツ、ヘーゼルナッツ」を加える。
- ・これまで小学校1年生のアレルギー除去食対応が9月からであったが、「除去食対応は5月から開始予定です。」に変更する。
- ・様式1、対応フローI「食物アレルギー対応申請書 新規・継続」について、「☐エピペン®の所持」の次に「☐ネフィー®の所持」を加える。
- ・原因物質の注記には、マカダミアナッツの次に、「ピスタチオ、ペカンナッツ、ヘーゼルナッツ」を加える。
- ・最後尾のチェック欄を、「5月から除去食開始となること。」に変更する。
- ・様式第3、対応フローK「☐年度 食物アレルギー等対応者名簿」にネフィーの欄を追加する。
- ・様式第8、対応フローP「☐年度 月分詳細な献立表」について、「28品目」を「29品目」に、「8品目」を「9品目」に変更する。「◇かに」の次に、「☐カシューナッツ」の記号を加える。特定原材料に準ずるものの記載や、原材料として使用しないものについても記載する。
- ・様式第9、対応フローQ「食物アレルギー対応申請書（変更・中止）」に「☐ネフィー®の所持」を追加する。
- ・様式第11、対応フローS「学校給食食物アレルギー等対応における事故及びヒヤリハット事例報告書」に、「☐ネフィー処方」の項目を追加する。
- ・各委員の意見を聞き、諸規定などを改定し、学校や保

護者へ通知し、令和 9 年度から変更できないかと考えている。

- 楠委員長
- ・ 改正内容については、令和 9 年度入学予定の新 1 年生の保護者面談が始まる前に、周知されるとよいと思う。
 - ・ 令和 8 年度 2 学期頃から実務が始まると思うため、それまでに新しい要領や様式が整い、周知されると現場として助かる。
 - ・ 発言をお願いします。
- 田中委員
- ・ 資料 9、28 ページの発症時の対応欄のところに、「□ネフイー使用」と追加した方がよいと思う。
- 事務局
- 丹羽委員
- ・ そのようにする。
 - ・ 1 点目として、基本方針 4 に新たに加わる文について、昨年度からこの委員会が立ち上がり、その前の準備委員会から関わっている方は、基本方針が長い時間をかけて整備されてきたことを知っている。令和 7 年 3 月時点で基本方針案が示された際には、今回追加される文はなく、検討事項にもなっていなかったと思う。今回の説明では、学校で面談をしているため、その部分を明記した方がよいということであったが、この文面はすべて主語が「学校」になっており、申請を受ける、面談を行う、対応を決定する、保護者に通知する、という流れである。実際には、例えば除去食については、通知書は学校給食課から届き、書面上は教育長名となっているため、すべてを「学校」が行うという表現にすると、現状と合わない部分があるのではないか。
 - ・ 2 点目として、新 1 年生の除去食対応を 5 月から開始する件について、現場では、新 1 年生と在校生の書類が同じ時期にそろい、事務的には 5 月から一斉に始められるため、スムーズに進むのではないかという意見もある。ただし、以前は、小牧市の学校給食を一定期間食べていることが除去食提供の前提とされていたと思う。完全弁当だった児童が途中から給食を食べ始める場合、すぐに除去食対応に切り替えるのではな

く、数か月通常給食を食べて問題がないことを確認した上で、除去食の申請・提供に進む流れであった。

- ・安全面などが整理されており、新1年生について5月開始で問題ないということであれば、事務的には一斉にそろえるため、現場としては対応しやすい。ただ、4月の給食開始から丸1か月食べるわけではないため、例えば5月の除去食を月末寄りに設定するなどの配慮があるとよいと思う。
- ・3点目として、21ページ以降の様式について、今回の改定に伴い、新しい様式が共有フォルダ等に入ると思うが、翻訳版があるものについては、翻訳版も含めて整った時点で、校長宛てなどで全校に連絡してもらえると、現場としては大変助かる。
- ・1点目について、国の指針では、市教育委員会は、各学校が組織する食物アレルギー対応委員会、つまり校長を責任者とし、関係教職員等で組織する校内委員会を支援することとされている。個別の取組プランや施設の状態等を踏まえ、面談をし、対応を決定し、保護者に決定内容を伝え、了解を得るという趣旨の記載がある。そのため、基本的には学校が主体となって対応することが前提となっている。除去食の面談等については、これまで給食センターも関わってきた経緯があるが、学校を主とする形にシフトしてきた過程の中で、分かりづらい面があったため、今回、改めて記載したものである。
- ・なお、除去食については、給食センターで調理し対応するものであるため、教育長名で通知していることは事実である。ただし、除去食以外の対応も含め、学校が主体となって対応するという大きな考え方として、今回の記載で整理したいと考えている。
- ・3点目はそのようにする。
- ・除去食に関して、これまで、除去食依頼名簿のようなものをセンターに提出し、センターから対応決定通知書が届き、それを保護者に渡して初めて除去食開始という流れであった。そのため、学校だけの判断で除去食の提供を決定してよいとは認識していない。

事務局

落合委員

- ・今回の改正の文面を見ると、除去食についても学校が判断し、面談の場で「5月から除去食ができます」と保護者に伝えてよいようにも読めるが、その理解でよいのか。
- 事務局
 - ・除去食の決定通知は給食センターから行うが、大まかにはその方向である。
- 丹羽委員
 - ・学校で面談を行い、個別プランに基づき、学校生活、給食当番、配膳、喫食後の対応などを確認していくため、その場で決定していくこともある。しかし、除去食については学校で決定することではないと思っていた。今の説明だと、除去食も学校で決定してよいということになるが。
- 事務局
 - ・除去食は、委員の発言のとおり、給食センター側での対応もあるため、学校側が決めているわけではない。
 - ・基本方針の記載内容は、大きな考え方を定めるもので、除去食開始については、給食センターから決定通知をする。
- 楠委員長
 - ・除去食については、これまでどおりということか。
- 事務局
 - ・そのとおり。
- 落合委員
 - ・確認ですが、「4. 学校において食物アレルギー対応に関する委員会を組織し、全ての教職員が共通認識を持って食物アレルギー対応を行う。」の食物アレルギー対応とは、除去食を含む給食対応のことではなく、限られた対応のことか。
- 事務局
 - ・学校における食物アレルギー対応について定めるものである。
- 落合委員
 - ・この一文があると除去食についても適用させると考えうる。例えば、除去食については対応が異なるなどの記載があれば、認識間違いがないのではないかと思う。
- 事務局
 - ・具体的な場合ごとの対応については、食物アレルギー対応の要領や食物アレルギー等対応フローチャートなどで定めている。
- 丹羽委員
 - ・そうすると、今まで基本方針について時間をかけて練ってきたが、この一文がない状況でも学校現場は対応

しているため、記載する必要があるのかないのかということになってしまっているのではないかと思います。

フローチャートでは、「学校と給食センターが対応をする」となっており、その部分を基本方針で学校だけにすると変更するのは、実情やフローチャートと合わない。

落合委員 ・医師の学校生活管理指導表をもとに、食べるか食べないかの二者択一だけではない対応を、学校の状況や人員体制を踏まえて判断してよいという説明が校長会であったと理解している。今回の文は、その点を明記する意図なのかと思ったが、そういう趣旨ではないのか。

事務局 ・基本的には、国の指針【学校給食における食物アレルギー対応指針】に記載しているとおおり、安全最優先で、食べるか食べないか、実施するかしないかという二者択一が原則である。県の指針【学校における食物アレルギー対応の手引】は安全最優先・二者択一である。市の指針【基本方針】も同様に安全最優先である。ただ、各学校現場では、児童生徒の状況、学校の施設や人員体制などを踏まえ、個々に判断せざるを得ない場面もあると考える。そのため、どこが決定するのかという大元の考え方を補足するために、市の基本方針に、学校は国・県・市の指針を遵守しつつ、各校の状況を踏まえて対応を決定する一文を加えたいという趣旨である。実務の詳細は、要領やフローチャートの定めに基づき行う。

楠委員長 ・学校現場では、施設や人員体制などの状況も異なるため、追加文については、学校における食物アレルギー対応の原則を明文化する意図である一方、除去食については混乱する点があるということで、具体的な取り決めやフローチャートに基づいて対応しているということでしょうか。

事務局 ・そのとおりであり、フローチャート等に具体的な手順を記載している。

丹羽委員 ・以前は、完全弁当の児童がすぐに除去食へ切り替えることはできないと説明されていたが、昨年くらいから

は完全弁当から除去食へすぐ切り替わっている例もあるように聞いている。方針が変わったのであれば、安全面が担保されていればそれでよいが、新1年生については、5月末頃に除去食を設定すれば、4月からある程度給食を食べた後に除去食が始まることになる。

- ・折衷案として、在校生と同じスタートになるのであれば、事務的な混乱が少なく、現場としては対応しやすいという意見がある。

事務局

- ・承る。

佐藤委員

- ・現在も、5月から除去食を開始する場合、5月後半に除去食を設定するよう配慮して献立を作成している。
- ・新1年生について、従来は9月から除去食開始という扱いであったが、決定通知が4月に出ることで、学校側も保護者側も5月から除去食が提供されるものと誤解した事例もあった。給食センターとしては、新1年生への除去食提供自体は可能であるため、学校側で対応体制が整うのであれば、全学年そろって開始する方向も考えられると思う。
- ・今後も、除去食が5月後半になるよう配慮したいと考えている。

委員長

- ・ただいまの意見を踏まえ、教育委員会において基本方針等の変更を検討していただくようお願いする。
- ・学校給食について意見や質問があるか。

<発言等なし>

司会

- ・議題は以上となるため、進行を事務局に返す。
- ・本日いただいた意見を踏まえ、後日、市教育委員会が基本方針及び諸規定の変更を決定する。
- ・決定後は、各学校に基本方針及び諸規定の変更内容を周知し、学校及び保護者に対しても周知を行う。
- ・第2回の委員会は、令和9年1月頃以降を予定している。議題としては、ヒヤリハット事例等の報告を予定している。
- ・学校給食における食物アレルギー対応について、引き続き意見やアドバイスをお願いしたい。
- ・以上で、第1回小牧市学校給食食物アレルギー対応委

員会を閉会する。

(閉会)